

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社十六銀行			コード	8356
提出日	2020/5/29	異動（予定）日	2020/6/19		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外取締役・社外監査役の選任を予定しているため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（ 1 ）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役 / 社外監査役	独立役員	役員の属性（ 2・3 ）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	久米 雄二	社外取締役	○										○				有
2	浅野 紀久男	社外取締役	○										○			訂正・変更	有
3	伊藤 聡子	社外取締役	○										○			新任	有
4	石原 真二	社外監査役	○										○				有
5	吉川 拓雄	社外監査役	○										○			新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（ 4 ）	選任の理由（ 5 ）
1	当行は、久米雄二氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。久米雄二氏が相談役を務める株式会社トーエネックおよびその親会社である中部電力株式会社と当行との間には、いずれも貸出金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	久米雄二氏は、株式会社トーエネックの相談役を務めるほか、他社の社外役員を務めており、その豊富な経験と幅広い見識から、当行の経営全般への助言、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
2	当行は、浅野紀久男氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。浅野紀久男氏が代表取締役社長を務める明治安田ビルマネジメント株式会社の親会社であり、同氏が専務執行役を務めていた明治安田生命保険相互会社と当行との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	浅野紀久男氏は、明治安田生命保険相互会社にて専務執行役を務めるなど、金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当行の経営全般への助言、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
3	当行は、伊藤聡子氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	伊藤聡子氏は、情報報道番組のキャスターや大学教授を務めるほか、他社の社外役員を務めており、特に環境やエネルギー、地方創生などの分野における豊富な経験と幅広い見識から、当行の経営上有用な意見・助言をいただけるものと判断しております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
4	当行は、石原真二氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	石原真二氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を有しており、当行の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監督等、適切な役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
5	吉川拓雄氏が取締役常務執行役員を務める名古屋鉄道株式会社と当行との間には貸出金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	吉川拓雄氏は、名古屋鉄道株式会社の取締役常務執行役員を務めており、財務や人事などの経営の中核業務に精通するなど、その豊富な経験と幅広い見識から、取締役の職務執行の適法性等に関する監査を的確、公正かつ効率的に遂行いただけるものと判断しております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

社外取締役および社外監査役の独立性を判断するための基準については、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「独立性判断基準（第9条）」および別紙「独立性判断基準」に規定しておりますので、ご参照ください。 (https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)
--

- 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- 2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- 4 a~1のいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- 5 独立役員の選任理由を記載してください。